

紹介手数料の返戻金について

当社は、紹介した方が短期間で離職した場合には紹介手数料を返戻する制度を下記にて設けております。

紹介した採用決定者(求職者)が一身上の都合により退職に至った場合は、領収済み紹介手数料の一部を、下記の期間及び割合の応じて、採用決定者(求職者)の退職日より30日以内に、返還とする。

- ・ 1ヶ月以内で退職した場合 紹介手数料の80%
- ・ 3ヶ月以内で退職した場合 紹介手数料の50%

但し、採用決定者(求職者)に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に採用決定者(求職者)が一身上の都合にて退職した場合には、紹介手数料を返還しないこととする。